

編集発行人 税理士 細見 秀樹  
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400  
お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 法人税

### ★ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合

Q. 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の取扱いが明らかになったそうですが、どのような内容ですか？

A. 平成29年度の税制改正において、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の取扱いが新設されましたが、先ごろ、これを受けて法人税基本通達が発遣されました。

その内容は、次のとおりです。

#### ① 中小企業者等であるかどうかの判定の時期

法人が、中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、特定経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定することとしています。

#### ② 圧縮記帳をした特定経営力向上設備等の取得価額

機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法人税法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うこととしています。

## 所得税

### ★ セルフメディケーション税制の注意点

Q. 今年から、セルフメディケーション税制が適用になるそうですが、何か注意することはありますか？

A. 医療費控除と選択適用になりますが、一度適用すると変更できませんので注意してください。

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進や疾病予防に向けて一定の取組みをしている個人が「スイッチOTC医薬品」を購入した場合に、従来の医療費控除との選択により所得税や住民税の控除が受けられる制度で、その年中に支払った対象医

薬品の総額が1万2,000円を超えた場合に、その超える部分の金額(8万8,000円まで)が控除できるとするものです。

この場合の一定の取組みとは、(1)特定健康診査、(2)予防接種、(3)定期健康診断、(4)健康診査、(5)がん検診、などの検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る）をいいます。

スイッチOTC医薬品とは、もともと医療用として使用されていた医薬品を有効成分や服用方法、用量が全く同じまま市販されている医薬品のことをいいます。

なお、このセルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用になりますが、一度適用した後での変更は認められませんので、選択する際はよく検討する必要があります。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1131.htm>

## 消費 税

### ★ 駐車場付きマンションの貸付け

Q. 当社の賃貸マンションは、1戸に1台の駐車スペースを備えています。駐車場は借りても借りなくてもよく、駐車場を借りる人は駐車場込みの賃貸料を定め、駐車場を借りない人は住宅部分だけの賃貸料で契約しています。この場合の消費税は、どのように取り扱われますか？

A. 駐車場のよう施設の貸付けは、原則として課税売上に該当しますが、その敷地の一部が駐車スペースになっている一戸建て住宅の貸付けや、マンション等の集合住宅に係る駐車場で入居者について1戸当たり1台分以上の駐車スペースが確保されており、かつ、自動車の保有の有無にかかわらず割り当てられる等の場合で、住宅の貸付けの対価とは別に駐車場使用料等を収受していないものについては、その全体が住宅の貸付とされ、非課税として取り扱われることとなっています。

したがって、駐車場を借りる人は駐車場込みの賃貸料で、借りない人は住宅部分だけの賃貸料というような場合は、ただ単に、駐車場を借りる人は、駐車場の賃貸料を住宅の賃貸料に上乗せして契約しているにすぎないので、この取扱いの適用はなく、**駐車場部分の金額は課税対象**となります。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6226.htm>

## 相 続 税

### ★ 養子縁組の活用

Q. 相続税対策で養子縁組が活用できると聞きましたが、どのような効果があるのですか？

A. 相続税の税額計算は、累進税率を適用していますので、養子縁組をして法定相続人が増えれば、それに伴って法定相続分が減り、低い税率によって計算され、税額が下がる場合があります。

また、養子縁組をして法定相続人が増えると、次のようなメリットもあります。

- ①相続税の基礎控除額(非課税枠)が1人につき、600万円増える
- ②生命保険金の非課税枠が1人につき、500万円増える
- ③退職手当金等の非課税枠が1人につき、500万円増える

このように、法定相続人が増えれば増えるほど相続税額が安くなるような仕組みになっていますので、相続税法では法定相続人の数に含める養子の数を次のように規制しています。

イ.被相続人に実子がいる場合・・・1人

ロ.被相続人に実子がいない場合・・・2人まで

とはいうものの、養子縁組をすれば税額が減ることには変わりありませんし、孫を養子にすれば、財産を一代飛ばしで相続させることができますので、子から孫への相続税が軽減されるというメリットもあります。

先日、養子縁組を行って相続人を増やして節税を図ったのですが、他の相続人から相続持分について養子縁組の無効を訴える訴訟（参考資料）

日経新聞 ([https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG31H5M\\_R30C17A1CC1000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG31H5M_R30C17A1CC1000/))

毎日新聞 (<https://mainichi.jp/articles/20170201/k00/00m/040/133000c>)

がありましたが、縁組の意思があり形式的でない場合は有効にはなります。

ただし、訴訟案件のように相続人間でトラブルを起こすケースも考えられますので節税だけでなく相続人で生前に話し合っておくことが大切です。

## ★ 相続をするかしないか

Q. 先日、父が亡くなり相続の問題が発生していますが、相続人の私は当然、相続をしなければならぬのでしょうか？

A. 単純承認、相続放棄、限定承認という選択肢があります。

相続人は、亡くなった被相続人のすべての財産を引継ぎのが原則ですが、マイナスの財産が多いような場合、相続人がこれを引き継ぎますと不利益を蒙ってしまうことから、財産を単純に引き継ぐ「単純承認」のほかに、「相続放棄」「限定承認」を認めています。

ただし、相続放棄又は限定承認をする場合には、相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述書を提出しなければなりません。

### ① 相続放棄

相続放棄とは、相続人が相続そのものを放棄することで、放棄をしますと、その相続人は最初から相続人にならなかつたものとみなされます。被相続人の財産が、資産より債務の方が多い場合などに選択されます。相続放棄をしますと、負債の弁済は不要ですが、不動産や現預金なども受け取ることができません。

相続人全員が相続放棄をした場合、相続財産及び債務は家庭裁判所から任命された相続財産管理人がプラスの財産を処分して債権者に分配します。

### ② 限定承認

限定承認とは、相続財産の範囲で債務を承継する方法で、一般的に相続財産がプラスなのかマイナスなのかがはっきりしないときに選択されます。